

2 むらの成り立ちと水利

○条里開発と区画整理

◆古代の土地制度改革

条里制とは

645年の大化の改新によって、古代の中央集権国家づくりが始まりました。様々な改革の中で、特に律令制と班田収授制が、全国に大きく影響を与えました。これは、国家が人々に一定面積の農耕地を口分田として与えて、租・庸・調という税を課す、という制度です。

律令制と班田収授制を強力に推進するため、条里制という土地区画整理が全国で進みました。条里制は、1辺を1町（約109m）の単位（坪）で碁盤の目状に区割りして、道路やかんがい水路を整えて区画を整理するものです。規格化されたそれぞれ

の耕地に地番を付けることで、土地を掌握して管理することを狙ったものでした。

条里とは、坪を6×6に並べた6町平方の単位のこと、横（東西）の列を条、縦（南北）の列を里とし、それぞれに起点から順次数字を入れて、何条、何里と呼んでいました。

坪の数え方と坪内部の地割には、それぞれ2種類ずつあり、条里が位置する郡ごとに統一されていました。この大規模な区画整理が、飛鳥時代から奈良時代にかけての短期間に全国で行われたことから、大変な大事業であったことが推察されます。

近江の条里制の特徴

近江国でも、条里制による区画整

理が各地で行われました。近江国の条里地割の特徴は、条里の方向が一般的な東西南北の方位ではなく、琵琶湖の湖岸の向きを基準として割り振られている点にあります。

また、条里制以前から開発が進んでいたことを示す異方位地割も、各地で見られるという特徴もあります。

今に続く条里制の名残

明治～大正の耕地整理や昭和以降のほ場整備により、現在では条里地割は、ほぼ失われてしまいました。しかし、県内には一の坪、口分田、十里など、条里を由来とする地名が今でも多く残されています。一部には、今でも条里地割を残す地域があり、当時の面影を残しています。



▲かつての碁盤目状の土地区画 出町集落付近（愛荘町）【『愛知川町の歴史』より転載】

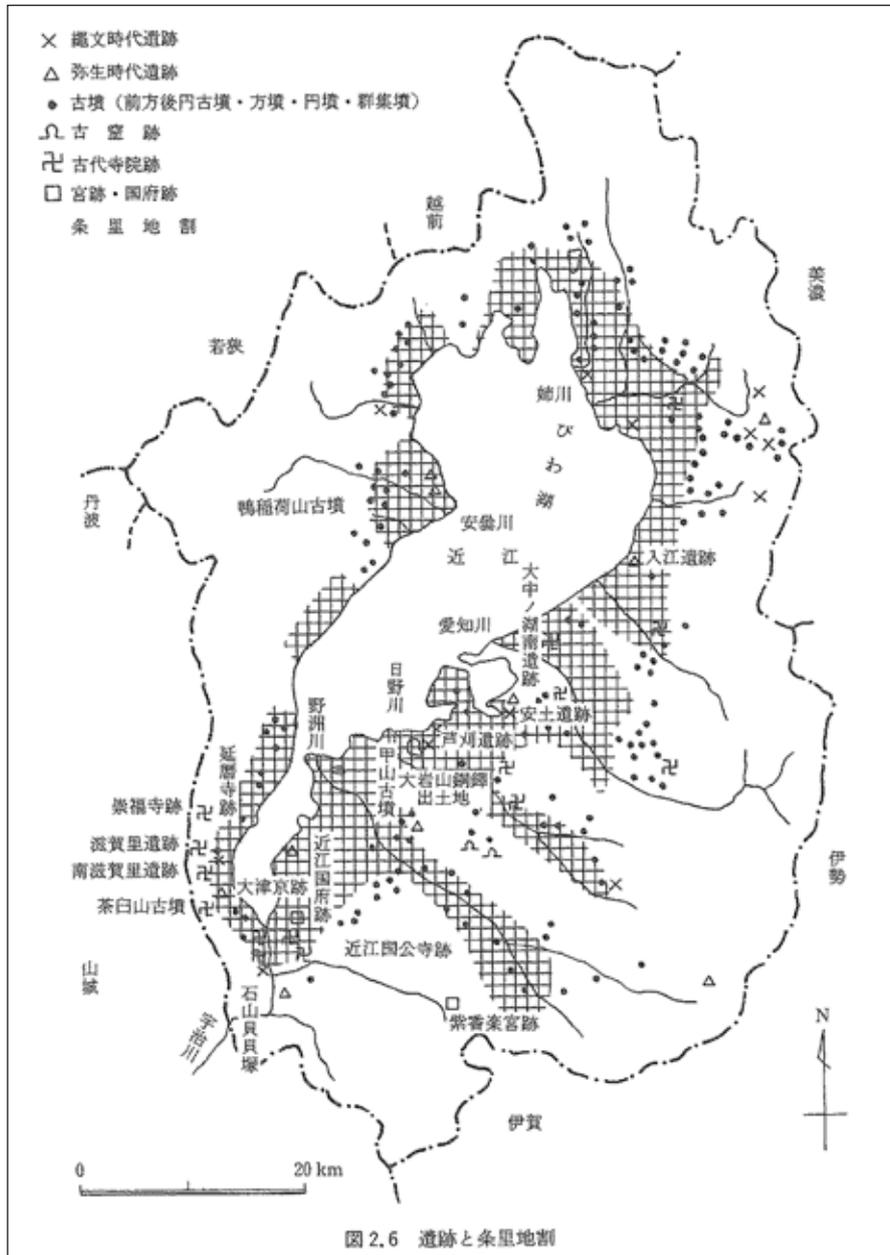
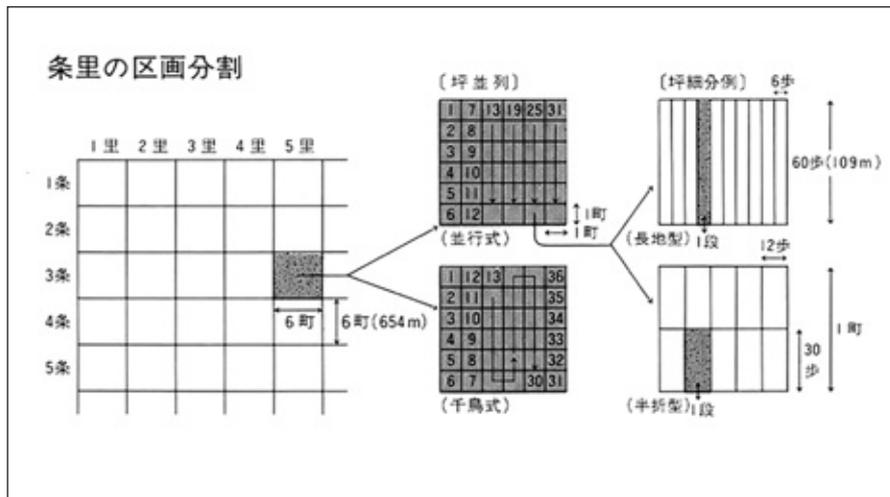


図 2.6 遺跡と条里地割

▲県内の条里地割と遺跡の分布図 [『愛知川水利史』より転載]



▲条里の区画分割 [農業農村整備情報総合センターホームページ『水土の礎』より転載]

(参考)

農業土木歴史研究会編著 (1988)『大地への刻印』p.26-27, 78-79, 公共事業通信社

農林水産省近畿農政局淀川水系農業水利調査事務所編 (1983)『淀川農業水利史』p.90-94, 農業土木学会

○荘園の盛衰とむらの成熟

◆荘園の開発と衰退

743年の墾田永年私財法以降、開墾した土地の私有が認められるようになり、平安時代にかけて、盛んに新たな土地が開発されました。特に大資本をもつ貴族や社寺が、多くの土地を開発するようになり、遠隔地にある私有地を荘園と呼ぶようになりました。

荘園を支配する荘園領主は、「農業用水の管理のために、専任の”井司”を荘園に置き、井料（用水使用料）の徴収や、修理のための人件費支出、池溝堤などの用水源、施設の維持・管理、用水量配分など（※1）」に携わらせました。

※引用1『淀川農業水利史』p.69-70

荘園領主は、多くの土地を集めて収入を増やすため、貧しい農民から

土地を買い集め、農民はその土地で小作人として働くようになりました。

荘園領主は、農業用水の開発を自力で行うようになります。先に紹介した、東大寺による水沼池の開発も、その例です。また、葦浦屯倉があった市三宅周辺でも、11世紀末～12世紀には、手の付けられていなかった水利末端部の開発、河道の付替え、新たな用水路の掘削などが行われています。

12世紀～13世紀にかけての荘園は、治安維持を担って力を強めていった武士が台頭するに従って、鎌倉時代には地頭、室町時代には守護大名が、それぞれ荘園支配を強めて領国体制を確立し、地位を固めていきました。

◆惣村の成立と成熟

荘園に住み耕作する農民たちは、支配層の変化に合わせて次第に自立し、むらを自分たちで運営するようになります。これが、「惣（そう）」と呼ばれる村落自治組織です。

近江国は、京につながる街道が多く、戦乱の地になりやすい位置にあります。そのため、集落自衛の必要性が早くから高まり、全国に先駆けて惣村が発達していきました。惣は井堰や用水路の管理を担うようになり、「入会」と呼ぶ村落共有地における肥料自給と合わせて、その後の水田農業組織の原型が確立されていきました。

(参考)

農林水産省近畿農政局淀川水系農業水利調査事務所編(1983)『淀川農業水利史』p.68-70, 農業土木学会
佐野静代(2008)『中近世の村落と水辺の環境史』p.70-78, 吉川弘文館



▲大門池（旧水沼池）（多賀町）【提供：滋賀県】

○むら同士の水争い

◆むらによる用水の共有

農家は、割り当てられた自らの土地を耕作しましたが、耕作に必要な用水は占有できませんでした。「水を取り入れ、個々の水田に分配する機能は、村を単位として果たされていた(※1)」のです。

また、用水は一つの村だけで占有するのではなく、むら同士が互いの水利利用を常に監視しながら、自らのむらの用水を確保していました。戦国期以降、人口が増えて新田の開発が進むにつれて、水はますます貴重なものとなり、用水配分や土地の範囲をめぐる争いは、県内各地で絶えることはありませんでした。ひとたび渇水が起これば、上流のむらが水路を締め切って、全ての水を引き入れるようなことが起こり、水を得られなくなった下流のむらと紛争が勃発することもありました。このような対立は、しばしばその地を支配する為政者や奉行所によって裁定されました。

1574年、姉川用水において、野村と三田村の間で争論が起こった際には、当時長浜城の城主だった豊臣秀吉が、「三田村え三日、野村へ一日、追日番水に可被申付候(※2)」と裁決を下したそうです。

※引用1『大地への刻印』p.124

※引用2『淀川農業水利史』p.104

◆用水慣行

用水を巡って長く争ってきたむらは、利害調整のために、次第にむらの間で水利利用の決まり(用水慣行)を作るようになりました。

同じ井堰からの用水を利用する村々で「井組」という組合を作って、連合しました。例えば渇水時には、各むらが時間を区切って水を引き入れる「番水制」などの決まりを設けて、井組内の利害を調整しました。また、隣の河川支線の井堰を利用する井組との調整や、複数の井組が連帯して、さらに広い範囲にまたがる利害調整も行われるようになりました。

井組は、水利施設を維持管理するという重要な役割も担いました。「施設が関与する地域全体が共通の利害をもっており、堰なら全域、水路なら分水点を境に水を配る区域と、範囲ごとに施設の機能維持のため、関係農民に補修などを共同労働で行うよう動員(※3)」もしていました。

※引用3『大地への刻印』p.124

当時の用水慣行で成立した用水の配分組織の名残は、水利組織に引き継がれて、水利を守り続けています。

◆能登川の水争い

近世に発生した水をめぐると争いについて、能登川の事例を見ていきます。

かきみ たいこうじ 垣見村と躰光寺村との争い

1771年に厳しい干ばつが発生し、上流側の垣見村と下流側の躰光寺村との間に用水をめぐる争いが起こりました。

躰光寺村は当時、垣見村から用水を購入しており、その用水一本に依存していました。「その分水は、垣見村五分・躰光寺村五分を基準として(※4)」いましたが、この年を含め「以前から垣見村の者がその場所を崩し、そのため躰光寺村にはほとんど水が到達しないようになっていた(※4)」ようです。この年も3割しか水が来ない状況であり、躰光寺村から彦根藩に、もとのとおり五分五分の分水とする願書が提出されています。

このような自らの村を優先する分水を発端とする水論は各地で発生していました。

貰い水

同年の干ばつ時に、他の村から用水を融通してもらう「貰い水」の慣行も見られました。

佐野村では、取水していた「大かうし(大光寺)井」が枯渇したため、隣村の種村の口利きによって、用水が豊富な神郷村から用水をもらうことになったという記録が残っています。この時の貰い水の条件は、「神郷村の用水にかかる費用負担を、佐野村が引き受ける(※4)」というものでした。

※引用4『東近江市史 能登川の歴史 第2巻 中世・近世編』p.444-446

(参考)

農業土木歴史研究会編著(1988)『大地への刻印』p.124, 公共事業通信社

農林水産省近畿農政局淀川水系農業水利調査事務所編(1983)『淀川農業水利史』p.104, 農業土木学会

東近江市史 能登川の歴史編集委員会編(2013)『東近江市史 能登川の歴史 第2巻 中世・近世編』p.440-446, 東近江市